



広島県報

定期
第 65 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	(環境対策室)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等変更許可申請の概要	"	二
国民健康保険組合の規約の変更の認可	(国保医療室)	四
結核予防法の規定による医療機関の指定	(保健対策室)	四
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	"	四
指定自立支援医療機関の所在地の変更	(障害者支援室)	五
特定計量器の定期検査の実施(二件)	(計量検定室)	五
公共測量の終了	(土木総務室)	六
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防室)	六
公 告		
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	(地域産業振興室)	九
屋外広告物講習会の開催	(都市総務室)	九
土地改良区の定款変更の認可	(備北地域事務所)	九
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		〇
正 誤		
平成十八年五月三十一日付け広島県報(号外)第九十四号中広島県告示第五百八十九号の訂正	(財政室)	〇

告 示

広島県告示第七百九十九号
 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区東新橋一丁目五番二号 三井化学株式会社 社長 藤吉 建一
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目一番二一 三井化学株式会社 岩国大竹工場

二 申請の内容

三三三 二 合成樹脂製造業の用に供する静置分離器一基設置し、一基の使用の方法を変更する。また、活性汚泥処理装置の処理方法を変更する。
 1 特定施設の種類、能力及び使用の方法(その一)

方 法	汚染状態	項 目	工 期	等 能	種 類	力	
						一日当たり	〇m ³ 処理
化学的酸素要求量	水素イオン濃度(単位・水素指数)	通常	使用開始予定年月日	工事着手予定年月日	許可後直ちに	三三三	静置分離器
		最大	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間(使用の季節的変動)	工事完成予定年月日	工事着手後直ちに	D・二五一一	
生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	通常	二四時間連続使用(なし)	工事完成後直ちに			
		最大					
一四	四二	七					
二〇	六〇	七					

- 3 排出水の汚染状態
変更無し
- 2 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
縦覧期間
平成十八年八月三十一日から
平成十八年九月二十日まで
縦覧場所
広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及

- 3 排出水の汚染状態
変更無し
- 2 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
縦覧期間
平成十八年八月三十一日まで
縦覧場所
広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及

び大竹市環境整備課

広島県告示第八百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の申請があったので、同条第三項において準用する第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤田 雄山

使用の方法		工 期 等		変 更
処理前汚染等	処理後汚染状態	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	
化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	八五九	二、五七七	既設
（単位：リットルにつきミリグラム）				
八五九	二、五七七	九四五	二、八三五	既設
一六〇	四八〇	一七〇	五二〇	既設
八六二	二、五八六	八六二	二、五八六	既設
九五一	二、八五三	九五一	二、八五三	既設
一六〇	四八〇	一六〇	四八〇	既設
一七〇	五二〇	一七〇	五二〇	既設

2 汚水等の処理の方法 活性汚泥処理装置（A O）

汚水等の排出先	使用の			
	排出される汚水等の一日当たりの量（単位：立方メートル）	窒素含有量	リン含有量	浮遊物質量
活性汚泥処理装置	一四	二	二	一
	三六	二	四	二

使用の方法	工 期 等	種 類	変 更	
			前	後
排出される汚水等の一日当たりの量（単位：立方メートル）	使用開始予定年月日	既設	AP	変更前
	工事完成予定年月日		D	変更後
	許可後直ちに	同上	同上	変更後
	工事着手後直ちに	同上	同上	変更後

(その二)

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	山県郡北広島町小田七五 株式会社芸北ブラモーション 代表取締役 松本 建祠
工場又は事業場の所在地及び名称	山県郡北広島町細見字野々谷二四五・一〇四 芸北オークガーデン

二 申請の内容

二 イ 畜産食品製造業の用に供する原料処理施設一基及び二 口 畜産食品製造業の用に供する洗浄施設一基の使用の方法を変更し、これに伴い合併処理浄化槽一の使用の方法及び一排水口の水量を変更する。
また、三排水口を新設する。

1 特定施設の種別能力及び使用の方法(その一)

種 類	変 更 前			変 更 後		
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
二イ 原料処理施設(原料処理施設)	既設			既設		
	許可後直ちに			着工後四〇日		
	完成後直ちに			完成後直ちに		

2 汚水等の処理の方法(合併処理浄化槽一)

使用の方法	種 類			変 更 前			変 更 後		
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
汚水等の処理状態 処理後の汚染状態 処理前の汚水等	既設			既設			既設		
	許可後直ちに			着工後四〇日			完成後直ちに		
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	通常	最大	最大	通常	最大	最大	通常	最大	最大
化学的酸素要求量(単位・リットルにつきミリグラム)	九〇	一〇〇	一〇〇	一五	二〇	二〇	八〇	一一〇	二〇
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	五〇	七〇	七〇	五〇	七〇	七〇	四六	六五	六五

使用の方法	種 類	変 更 前	変 更 後
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	二 口 洗浄施設(洗浄施設)	通常	通常
		最大	最大
		通常	通常
		最大	最大

(その二)

使用の方法	種 類	変 更 前	変 更 後
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	二 口 洗浄施設(洗浄施設)	通常	通常
		最大	最大
		通常	通常
		最大	最大

3 排水水の汚染状態(その一)

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
1 排水口 (排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル))		六二	八五	五八	八〇

(その二)

排水口名	項目	通常		最大	
		通常	最大	通常	最大
3 排水口	水素イオン濃度(単位・水素指数)	五・八	八・六	五・八	八・六
	生物化学的酸素要求量	一〇	二〇	二〇	二〇
	化学的酸素要求量	一五	二〇	二〇	二〇
	浮遊物質	二〇	三〇	三〇	三〇
	窒素含有量	二五	五〇	五〇	五〇
	燐含有量	五	一〇	一〇	一〇
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	五	一〇	一〇	一〇
	大腸菌群数(単位・一立方センチメートルにつき個)	五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	四	五	五	五

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年八月三十一日から
平成十八年九月二十日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県芸北地域事務所厚生環境局環境管理課及び北広島町民課

広島県告示第八百一十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定によって、次のとおり広島県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤田雄山

一 変更のあった事項
組合の地区

二 変更内容

岡山県の区域に新見市及び里庄町を加え、山口県の区域の由宇町を削る。

三 認可年月日

平成十八年八月二十一日

広島県告示第八百二二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関として次のとおり指定した。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	指定年月日
富永内科	呉市中央三一九	平成一八・七・一
鷹橋医院	呉市焼山此原町二二二	一八・七・一
ほほえみ薬局	呉市伏原一三一	一八・七・一
ミント薬局	廿日市市宮内四三一一	一八・七・三
ミント薬局	廿日市市天神一二七	一八・七・三
ほのか薬局	東広島市西条上市町五五 六階B号室	一八・六・一
ミント薬局	東広島市西条中央七三 四五	一八・七・三
ひかり薬局	東広島市西条御条町一二五	一八・七・一
あおい薬局	三原市宮沖二六一七	一八・七・一

広島県告示第八百三十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定によって、次の指定医療機関から、指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	地	辞退年月日
富永内科病院	呉市中央三一九		平成一八・六・三〇
鷹橋 医 院	呉市焼山此原町二二		一八・六・三〇
ほほえみ薬局	呉市伏原一三一		一八・六・三〇
マリノ薬局阿賀店	呉市阿賀中央五八四		一八・六・三〇
ミント薬局	廿日市市内四三一一		一八・七・二二
ミント薬局廿日市天神店	廿日市市天神一二七		一八・七・二二
ミント薬局西条中央店	東広島市西条中央七三		一八・七・二二
有限会社ひかり薬局	東広島市西条御条町一二五		一八・七・二二

広島県告示第八百四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
ときわ薬局宮沖店	三原市宮沖二丁目二一・一〇	三原市宮沖二丁目一・一九	育成・更生医療	平成一八・七・一

広島県告示第八百五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 区域
世羅町
- 二 対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一八・一〇・二	一三・〇〇～一六・〇〇	尾道市農協世羅西支所
" " " " 三	九・〇〇～一六・〇〇	尾道市農協世羅支所
" " " " 四	九・〇〇～一四・〇〇	世羅町甲山農村環境改善センター

四 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。)の期日及び場所

実施期日
平成十八年十月二日から
平成十八年十二月一日まで
当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関
社団法人 広島県計量協会

広島県告示第八百六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 区域
三次市(旧双三郡は除く。)、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、世羅町
- 二 対象となる特定計量器
ひょう量一トン以上の大型はかり
- 三 実施期日
平成十八年十月二日から
平成十八年十一月三十日まで
- 四 実施場所
当該計量器の所在場所
定期検査実施機関
指定定期検査機関
- 五 社団法人 広島県計量協会

急傾斜地崩壊危険区域の名称 尾長東三丁目九地区	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域	郡市 広島市	町村 東区尾長東三丁目	大字 地	字 番	地番 標柱一号 九八八番一 九六〇番 九二二番 九二八番一 九二八番二 九一一番三〇 九八八番一	標柱 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号 標柱六号 標柱七号
急傾斜地崩壊危険区域の名称 左ヶ本地区	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を農道に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を農道に沿って結んだ線、標柱七号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域	郡市 江田島市	町村 江田島町	大字 中央一丁目	字 左ヶ本	地番 標柱一号 一七九五九番九 一七九六〇番三〇 一七九六〇番二六 一七九六五番四	標柱 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号
急傾斜地崩壊危険区域の名称 吾妻一丁目二地区(追加)	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成八年十二月十九日広島県告示第千二百五号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱八号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。	郡市 江田島市	町村 江田島町	大字 中央一丁目	字 左ヶ本	地番 標柱一号 一七九五九番九 一七九六〇番三〇 一七九六〇番二六 一七九六五番四	標柱 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号

急傾斜地崩壊危険区域の名称 近未地区(追加)	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十七年三月二十八日広島県告示第四百五十一号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱九号及び八号と同一とする。	郡市 安芸高田市	町村 八千代町	大字 佐々井	字 萱地	地番 標柱一号及び二号 一三五四番一 一三五四番一八 一三四八番二七 一三五〇番	標柱 標柱三号 標柱四号 標柱五号から七号まで
急傾斜地崩壊危険区域の名称 吾妻一丁目二地区(追加)	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成八年十二月十九日広島県告示第千二百五号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱八号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。	郡市 安芸高田市	町村 八千代町	大字 佐々井	字 萱地	地番 標柱一号及び二号 一三五四番一 一三五四番一八 一三四八番二七 一三五〇番	標柱 標柱三号 標柱四号 標柱五号から七号まで
急傾斜地崩壊危険区域の名称 吾妻一丁目二地区(追加)	急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成八年十二月十九日広島県告示第千二百五号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱八号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。	郡市 安芸高田市	町村 八千代町	大字 佐々井	字 萱地	地番 標柱一号及び二号 一三五四番一 一三五四番一八 一三四八番二七 一三五〇番	標柱 標柱三号 標柱四号 標柱五号から七号まで

郡市	町	村	地	番	
呉市	吾妻一丁目		八五番一		標柱一号
"	"	"	一〇六番		標柱二号及び三号
"	"	"	一〇五番		標柱四号及び五号
"	"	"	一〇五番二		標柱六号
"	"	"	一〇三番四		標柱七号
"	"	"	八八番一		標柱八号
"	"	"	八七番		標柱九号及び十号
.....					
一 急傾斜地崩壊危険区域の名称					
西川原石七地区					
二 急傾斜地崩壊危険区域の表示					
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域					
郡市	町	村	地	番	
呉市	西川原石町		六五番二		標柱一号
"	"	"	九三番一		標柱一号
"	"	"	七三番六		標柱三号及び四号
"	"	"	七三番四地先道路敷		標柱五号
"	"	"	六九番地先道路敷		標柱六号
.....					
一 急傾斜地崩壊危険区域の名称					
船見町二地区(追加)					
二 急傾斜地崩壊危険区域の表示					
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成三年七月二十五日広島県告示第九百三三号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存し、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱一号と六号を結んだ線に存するものとする。					
郡市	町	村	地	番	
呉市	昭和町		三〇番一		標柱一号
"	船見町		七番一		標柱二号及び三号
"	"		七番五一		標柱四号

.....					
一 急傾斜地崩壊危険区域の名称					
上内神一地区(追加)					
二 急傾斜地崩壊危険区域の表示					
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を市道に沿って結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十四年三月二十日広島県告示第二百三十五号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとする。					
郡市	町	村	地	番	
呉市	上内神町		一四番二地先市道敷		標柱一号
"	"	"	一五番一地先市道敷		標柱二号
"	"	"	一五番二		標柱三号
"	"	"	五番一		標柱四号
"	"	"	九番		標柱五号
"	"	"	一四番一地先市道敷		標柱六号
.....					
一 急傾斜地崩壊危険区域の名称					
北迫称名寺地区(追加)					
二 急傾斜地崩壊危険区域の表示					
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十五年十二月十五日広島県告示第五十八号(以下「告示」という。)で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線に存し、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。					
郡市	町	村	地	番	
呉市	西中央五丁目		八六番四		標柱一号
"	"	"	八六番三		標柱二号
"	二河町		一七〇五番一		標柱三号及び四号
"	"	"	一六二七番一		標柱五号及び六号
"	西中央五丁目		八七番三地先道路敷		標柱七号
"	"	"	八六番六		標柱八号
.....					
一 急傾斜地崩壊危険区域の名称					

両城一丁目三地区

一 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市 町 村 地 番

呉市 両城一丁目 二〇六番 標柱一号

” ” ” ” 二〇一番 標柱二号及び三号

” ” ” ” 一九五番一 標柱四号

” ” ” ” 一九九番 標柱五号

” ” ” ” 二〇〇番七 標柱六号

” ” ” ” 二〇〇番六 標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

広徳丸六地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十九年十一月二十五日広島県告示第千八百八十七号 (以下「告示」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市 町 村 字 地 番

呉市 広徳丸町 七二二番二 標柱一号

” 広町 片山平 一五二番 標柱二号から四号まで

” ” 広塩焼二丁目 七三八五番八地先市道敷 標柱五号

” ” 広徳丸町 七三八三番一 標柱六号

公 告

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 藤三八本松ショッピングセンター

所在地 東広島市八本松町大字飯田字大山二〇〇六番地外

二 提出された意見の概要

1 周辺地域が第一種住居地域に属することに鑑みて、騒音の発生抑制に努めること。

2 出入口付近における交通の円滑化に努めるとともに交通事故防止策を講じること。

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課 (東広島市西条上市町七番四二号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年八月三十一日から平成十八年十月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

広島県屋外広告物条例 (昭和二十四年広島県条例第七十二号) 第二十一条の三第一項の規定によって、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成十八年八月三十一日

一 開催日時 広島県知事 藤 田 雄 山

平成十八年十一月六日 (月) から平成十八年十一月八日 (水) まで三日間

午前十時から午後五時まで

二 場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁税務庁舎三階三〇四会議室

三 講習科目等

科 目	時間数
屋外広告物に関する法令	六
屋外広告物の表示に関する事項	四
屋外広告物の施工に関する事項	八

四 受講手続

1 受講申込書の交付場所

広島県都市部都市事業局都市総務室(〒七三〇 八五一 広島市中区基町一〇番五二号)、各広島県地域事務所建設局(支庁)、広島市企画総務局企画調整部都市デザイン担当、各広島市区役所、福山市土木部土木管理課及び県内各市町役場

郵送等で請求する場合は、封筒の表に「講習会受講申込書請求」と朱書き、返信用封筒(八十円切手をはった、郵便番号及びあて先を明記のもの)を必ず同封するよう。

2 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成十八年九月十九日(火)から平成十八年十月十三日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで
郵送等の場合は、平成十八年十月十三日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

3 受講申込書の提出先

広島県都市部都市事業局都市総務室

五 講習手数料

五千二百三十円

講習会の初日に広島県収入証紙により納付すること。

なお、納付された手数料は返還しない。

六 その他

講習会に関する問い合わせは、広島県都市部都市事業局都市総務室(電話「〇八二」五一一 四一一二「ダイヤルイン」)にすること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定によって、庄原市土地改良区の定款変更を平成十八年八月十七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年八月三十一日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第68号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年8月31日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

検定番号	6S0569	検定の有効期間	告示の日(平成18年8月31日)から3年間	遊技機の種類	回胴式遊技機	型式名	ツグワールド	申請者名(住所)	株式会社/ツグワールド 代表取締役 中野 純弘 (大阪市北区本庄東一丁目1番10号)	製造業者名(住所)	左 同
------	--------	---------	-----------------------	--------	--------	-----	--------	----------	--	-----------	-----

正

誤

平成十八年五月三十一日付け広島県報(号外)第九十四号に登載の広島県告示第五百八十九号(財政状況の公表)の別冊の一部を次のように訂正する。

四十七ページの「土地及び建物」の表中
広島県総務部財務局財政室長

区 分	土 地
行 政 財 産	37,699,765.56
公 用 財 産	939,826.09
本 庁 舎	47,186.43
警察消防施設	550,420.02
その他の施設	342,219.64
公 共 用 財 産	36,612,725.48
学 校	4,659,852.14
公 営 住 宅	1,254,657.44
公 園	24,075,560.80
その他の施設	6,622,655.10
山 林	147,213.99
普 通 財 産	17,352,131.73
山 林	15,580,093.98
職 員 公 舎	242,685.17
廃川廃道敷地	6,655.89
そ の 他	1,522,696.69
合 計	55,051,897.29

区 分	土 地
行 政 財 産	37,662,131.18
公 用 財 産	939,826.09
本 庁 舎	47,186.43
警察消防施設	550,420.02
その他の施設	342,219.64
公 共 用 財 産	36,601,374.10
学 校	4,659,852.14
公 営 住 宅	1,254,657.44
公 園	24,064,209.42
その他の施設	6,622,655.10
山 林	120,930.99
普 通 財 産	17,352,131.73
山 林	15,580,093.98
職 員 公 舎	242,685.17
廃川廃道敷地	6,655.89
そ の 他	1,522,696.69
合 計	55,014,262.91

に訂正する。

を